

国保からのお知らせ

国保の健診以外を受けたかた・通院中で特定健康診査を受けていないかたへ

特定健康診査は、すべての保険者に実施が義務づけられた健診です。
未受診者とみられるかたには健診をお勧めする通知をお送りしていますが、受診結果を提出していただくことで、健診を受診したとみなすことができます。

国保の健診以外を受けたかた

対象 40歳～74歳の国保加入のかたのうち特定健康診査が未受診で、職場の健診などを受診したかた

提供方法 令和6年4月1日以降に受診した健診の結果を下記までお持ちください。

通院中で特定健康診査を受けていないかた

対象 40歳～74歳の国保加入のかたのうち特定健康診査が未受診で、医療機関で下記検査項目を全て実施したかた

【必要な検査項目】

身長、体重、腹囲、血圧、肝機能(GOT、GPT、 γ -GTP)、脂質(HDL コレステロール、LDL コレステロール、中性脂肪)、血糖(HbA1cまたは空腹時もしくは随時血糖)、尿検査(尿蛋白、尿糖)

提供方法 令和6年4月1日以降に受診した検査の結果を下記までお持ちください。

受診結果は個人が識別されることがないように統計・分析事業に使用し、今後の事業運営に活用します。結果を提供されたかたには、家庭用秩父広域指定ごみ袋10枚をプレゼントします。ご協力をお願いします。

マイナポータル上で健診結果を閲覧できます

マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みをしたかたは、令和2年度以降の健診結果を「マイナポータル」で閲覧できます。

ぜひご自身の健康管理にお役立てください。

閲覧方法 (1)マイナポータルにログイン
(2)メニューから「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康診断・健診情報」の順に選択
(3)取得する情報が「特定健診情報・後期高齢者健診情報」になっていることを確認し、「表示する」を選択

※健診データがマイナポータルに反映されるまで2～3か月かかります。受診された医療機関からの情報提供時期により異なります。また、健診の種類によって閲覧できるまでに要する時間が異なります。

※健診データは最新からさかのぼって、5回分まで閲覧可能です。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

年金受給者が亡くなったときは届出を！

年金の受給者が亡くなったときは、戸籍の届出とは別に「年金受給権者死亡届」を出さなければなりません。年金は亡くなった月の分まで受け取ることができます。まだ受け取っていない年金があるときは、遺族のかたが受け取ることができます。

受け取れる遺族のかた

亡くなったかたと生計を同じくしていた配偶者や子・父母など

※詳細は下記へお問い合わせください。配偶者や子については、遺族給付も請求できる場合があります。
※届出が遅れると年金を多く受け取ることになり、返納金が発生する場合がありますのでご注意ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232